
福岡市介護予防・日常生活支援総合事業 事業者説明会

平成28年8月

福岡市保健福祉局高齢社会部

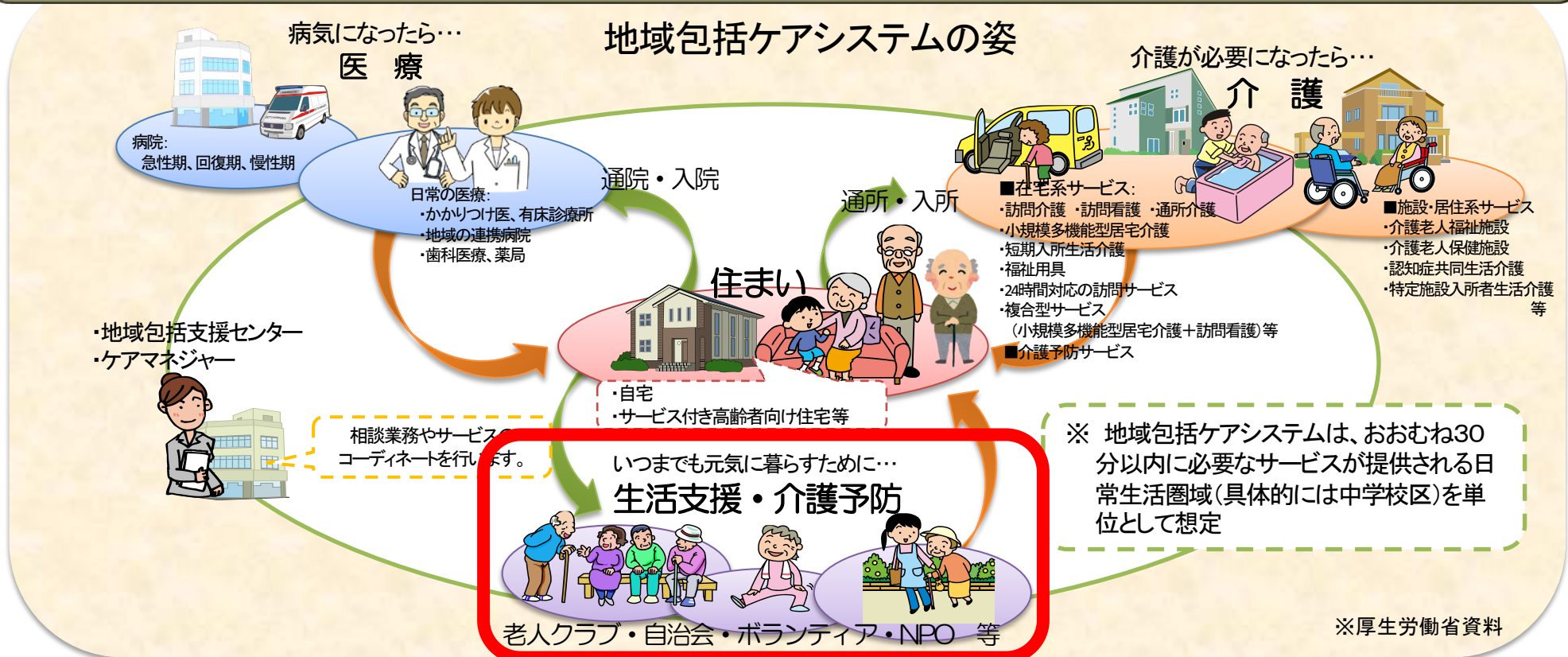
福祉・介護予防課

高齢者サービス支援課

I 介護予防・日常生活支援総合事業 の制度概要

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



制度改正の位置づけ

今回の
制度改正

<改正前>

介護保険制度

<改正後>

【財源構成】
国 25%
都道府県 12.5%
市町村 12.5%
1号保険料 22%
2号保険料 28%

【財源構成】
国 39.0%
都道府県 19.5%
市町村 19.5%
1号保険料 22%

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)
訪問看護、福祉用具等
訪問介護、通所介護

介護予防事業
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**
○二次予防事業
○一次予防事業
介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

地域支援事業

包括的支援事業
○地域包括支援センターの運営
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業
○介護給付費適正化事業
○家族介護支援事業
○その他の事業

改正前と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

充実

充実

充実

充実

充実

充実

充実

充実

充実

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)
○介護予防・生活支援サービス事業
・訪問型サービス
・通所型サービス
・生活支援サービス(配食等)
・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
○一般介護予防事業

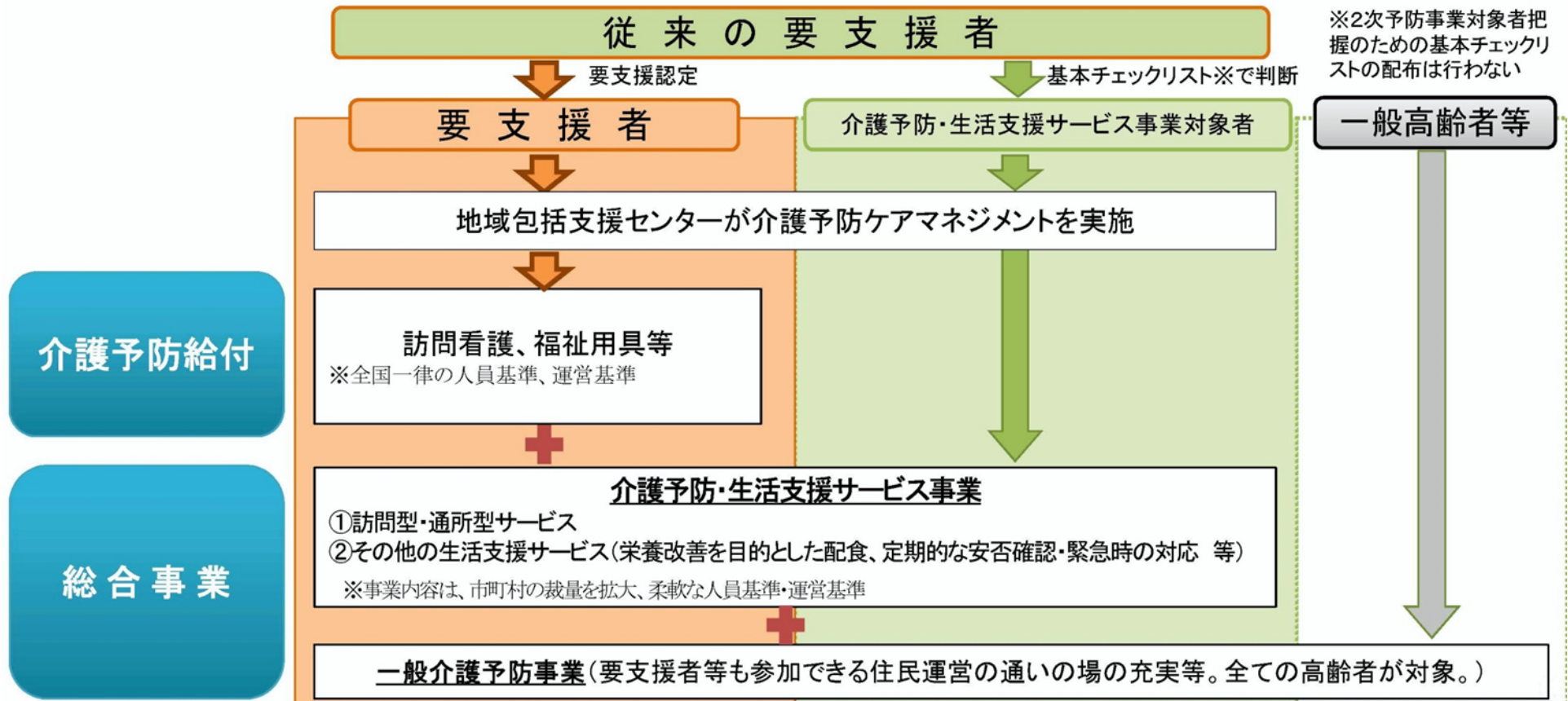
地域支援事業

包括的支援事業
○地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
○**在宅医療・介護連携推進事業**
○**認知症施策推進事業**
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
○**生活支援体制整備事業**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

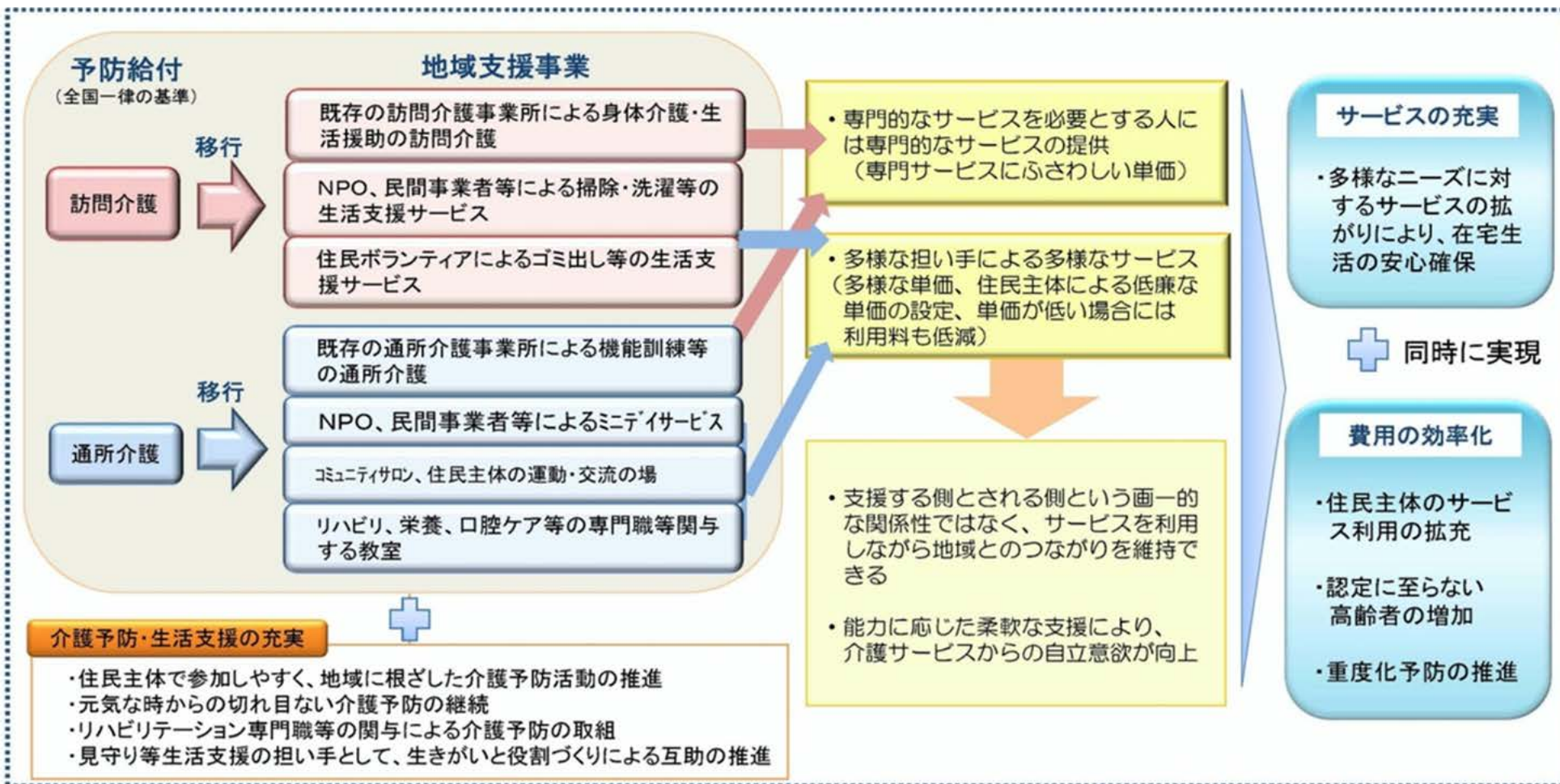
任意事業
○介護給付費適正化事業
○家族介護支援事業
○その他の事業

※厚生労働省資料を一部改変

国が示す総合事業の利用形態



訪問介護・通所介護の移行の考え方



国が示すサービス類型（訪問型）

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>		<p>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	<p>訪問型サービスBに準じる</p>
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

国が示すサービス類型（通所型）

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

国が示すケアマネジメントの類型

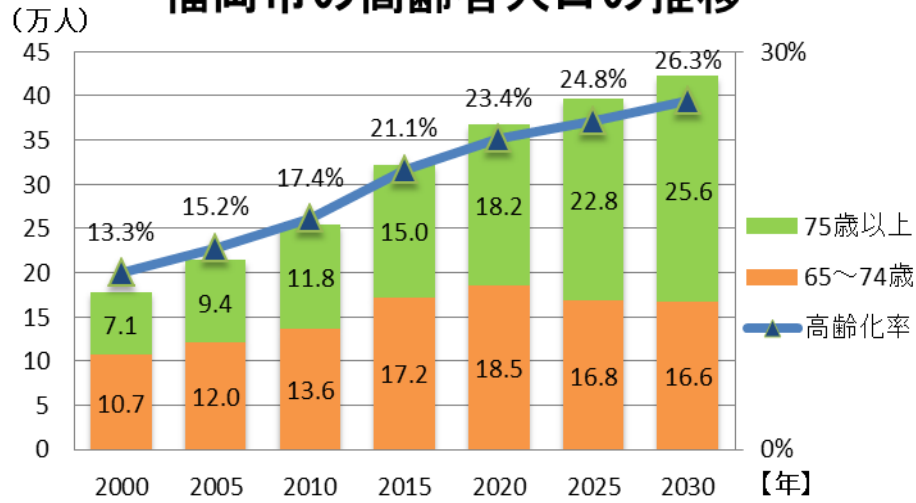
ケアマネジメントA	原則的な介護予防ケアマネジメント ・介護予防支援と同様のプロセスで実施
ケアマネジメントB	簡略化した介護予防ケアマネジメント ・サービス担当者会議やモニタリングは必要に応じて実施
ケアマネジメントC	初回のみ介護予防ケアマネジメント ・サービス担当者会議やモニタリングは不要

**Ⅱ 福岡市における介護予防・日常生活支援
総合事業
(平成29年4月開始)**

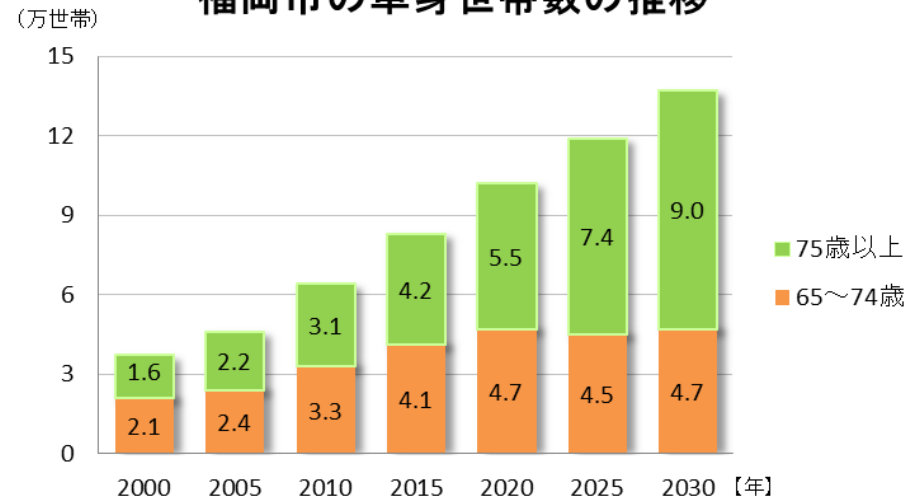
福岡市の状況

本市の高齢化率は、全国平均に比べ低いものの、平成37年（2025年）には24.8%と4人に1人が高齢者という状況になると見込まれます。加えて、特に生活支援のニーズが高い75歳以上の単身高齢者世帯の伸びが大きく、これに対応した制度設計が必要となります。

福岡市の高齢者人口の推移



福岡市の単身世帯数の推移



出典: 福岡市の将来人口推計(平成24年3月)《福岡市》

総合事業の目的

○増加する高齢者のニーズに対応した多様なサービスを提供し、在宅生活の安心を確保。

→サービス内容に応じた利用料とすることで、費用の効率化につながります。

→介護の専門職以外の新たなサービスの担い手が増加することで、介護の専門職が中重度者へのサービス提供にシフトしていくことにつながります。

○社会参加の促進や要支援状態となることを予防する事業を充実し、高齢者の自立を促進。

→要介護認定に至らない高齢者が増加することにより、費用の効率化につながります。

福岡市のサービス類型(全体像)

介護予防・生活支援サービス事業
(第1号事業)

訪問サービス
(第1号訪問事業)

指定事業者
制度により実施

通所サービス
(第1号通所事業)

介護予防ケアマネジメント
(第1号介護予防支援事業)

介護予防型
訪問サービス
(現行相当)

生活支援型
訪問サービス
(サービスA)

介護予防型
通所サービス
(現行相当)

生活支援型
通所サービス
(サービスA)

ケアマネジ
メントA

福岡市におけるサービス類型（訪問サービス）

介護予防型訪問サービス

- 介護の専門職による支援が必要な者へのサービス
- 訪問介護員による身体介護・生活援助を実施
- サービス費用は国が定めた報酬（現行に準じた額）にて実施

生活支援型訪問サービス

- 介護の専門職による支援を必要としない者へのサービス
- 訪問介護員又は市が定めた研修を受けた者による生活援助を実施
- サービス費用は介護予防型の7割程度の報酬で実施

福岡市におけるサービス類型（通所サービス）

介護予防型通所サービス

- 介護の専門職による支援が必要な者へのサービス
 - 看護師等の専門職による機能訓練や体操等を実施
 - サービス費用は国が定めた報酬（現行に準じた額）にて実施
- ※平成30年度から、要支援2に週1回程度利用の場合の単位数を新たに設定

生活支援型通所サービス

- 介護の専門職による支援を必要としない者へのサービス
- 専門職以外の者による体操やレクリエーション等を実施
- サービス費用は介護予防型の7割程度の報酬で実施

介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントA

- 介護予防支援と同様のプロセスで実施
(アセスメント・ケアプランの作成・サービス担当者会議等)
- いきいきセンターふくおか(地域包括支援センター)で実施
※指定居宅介護支援事業所へ一部委託可能
- 1件当たりの単価は430単位
(初回加算300単位, 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算300単位)
- 利用者負担はなし
- ケアプランの自己作成による総合事業のサービス利用はできない

福岡市のサービスの対象者

◇サービスの対象者

- ・要支援者
- ・事業対象者（基本チェックリストにより判定を受けた者）

※新たにサービスを利用する場合は、必ず要支援認定を受ける必要があります。（P17参照）

※第2号被保険者は、介護認定審査会で特定疾病の確認を行う必要があるため、基本チェックリストではなく、必ず要支援認定を受ける必要があります。

住所地特例対象者の取扱いについて

○住所地特例対象者に対する総合事業のサービスについては、住所地特例対象者がより円滑にサービスを受けることができるよう、当該者が居住する施設が所在する市町村が行うこととなっています。

福岡市におけるサービス利用の手続き

新たにサービスを利用する場合

必ず要支援認定を受ける必要があります。

サービス利用者が認定の更新を行う場合

以下のいずれかの方法を利用者が選択可能とします。

- ・要支援認定の更新申請
- ・基本チェックリストの実施(※)

※事業対象者(基本チェックリストにより判定を受けた者)には原則有効期限はありません。

ただし、12か月間サービス利用がない場合は事業対象者でなくなります。

サービス新規利用時の流れ

利用相談



要支援認定の申請



介護予防ケアマネジメント



予防給付

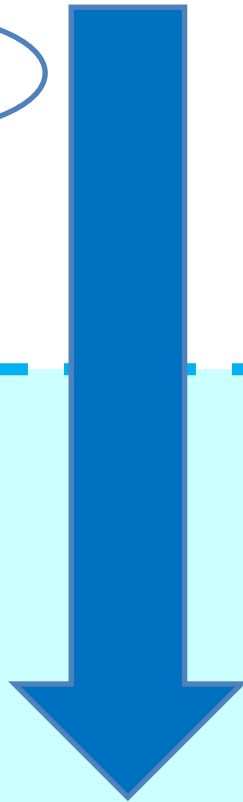


介護予防・生活支援
サービス事業



一般介護予防事業

非該当



要支援
1・2

サービス利用者の更新時の流れ

更新申請or基本チェックリストを選択可能

基本チェックリストの実施

該当

介護予防
ケアマネジメント

介護予防・生活支援
サービス事業

非該当

更新の申請

非該当

介護予防
ケアマネジメント

予防給付

介護予防・生活支援
サービス事業

要支援
1・2

一般介護予防事業

利用者負担等

	予防給付	総合事業
利用者負担	1割(一定の所得がある場合は2割)	1割(一定の所得がある場合は2割)
支給限度額	要支援1 5,003単位	要支援1・事業対象者 5,003単位
	要支援2 10,473単位	要支援2 10,473単位
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ※予防給付と総合事業は一体的に限度額管理を行う </div>		
負担軽減	高額介護予防サービス費 高額医療合算介護予防サービス費	高額介護予防サービス費, 高額医療合算介護予防サービス費に相当する負担軽減を実施
給付制限	保険料滞納者への給付制限を実施	給付制限は実施しない

総合事業への移行①

＜予防給付から総合事業への切り替え時期＞

総合事業開始前から介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用している場合は、認定更新のタイミングで予防給付から総合事業のサービスに切り替わります。

○継続利用者

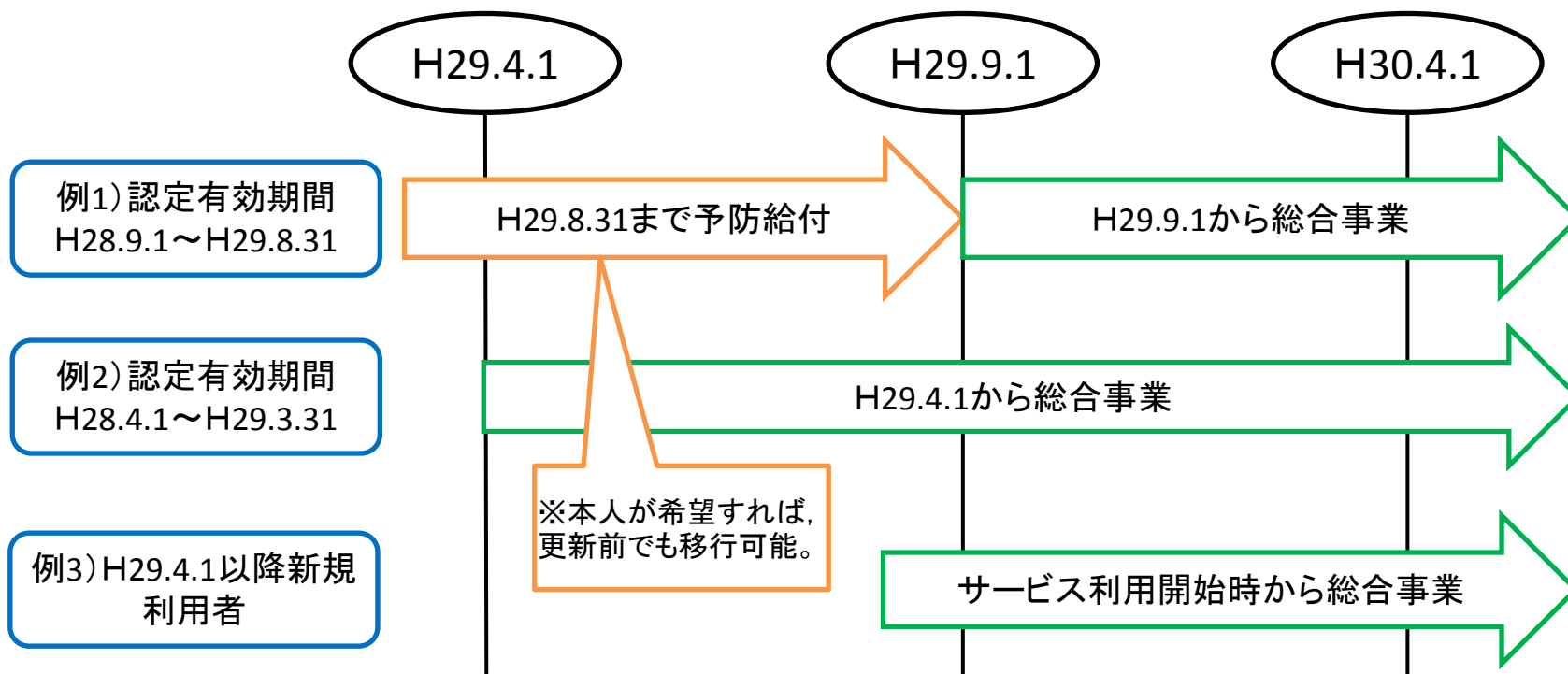
→認定更新時期に総合事業のサービスへ移行します。

※本人が希望すれば、更新前でも移行可能。

○H29.4.1以降の新規利用者

→利用開始時から総合事業のサービスを利用することになります。

総合事業への移行②



総合事業への移行③

<サービス利用の経過措置>

サービス利用にあたっては、介護予防ケアマネジメントを実施する中で、利用者の状況を把握し、専門職によるサービスが必要かどうかを判断した上で、利用するサービスを決定することとなります。

なお、総合事業開始前から介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用している場合は、総合事業への移行に伴う経過措置として、本人の希望により、それまでと同等のサービス（介護予防型サービス）を利用可能とします。

一般介護予防事業

以下の事業類型をもとに、本市の状況に応じた効果的な介護予防事業を検討し、平成29年4月より順次実施していきます

事業	事業内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

Ⅲ 福岡市第1号訪問事業・第1号通所事業の 具体的な指定基準等

1. 訪問サービスの体系

① 訪問サービスの指定基準

類型 基準	介護予防型訪問サービス	生活支援型訪問サービス
人員	<p>現行の介護予防訪問介護と同じ基準</p> <p>① 管理者 常勤専従 1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能。</p> <p>② 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>③ サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人につき1人以上（一部非常勤可）。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置しかつサービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は、利用者50人に1人以上。 【資格要件：介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p>	<p>現行の介護予防訪問介護の基準を以下の基準に緩和</p> <p>① 管理者 専従 1人 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能。</p> <p>② 訪問介護員等 サービス提供の実施に必要な人数 【資格要件：介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者または福岡市が行う一定の研修修了者】</p> <p>③ 訪問事業責任者 常勤の訪問介護員等のうち1人以上必要数 【資格要件：訪問介護員等と同じ】 ※ 同種のサービスと一体的に行う場合は、サービス提供責任者が訪問事業責任者を兼ねることができる。（全サービス利用者の合計でサービス提供責任者の員数を算定し配置）</p>
設備	<p>① 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</p> <p>② 必要な設備・備品</p>	
運営	<p>① 運営規程等の説明・同意</p> <p>② 提供拒否の禁止</p> <p>③ 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</p> <p>④ 秘密保持</p> <p>⑤ 事故発生時の対応</p> <p>⑥ 個別サービス計画の作成 等</p>	<p>① 運営規程（生活援助に限る）等の説明・同意</p> <p>② 提供拒否の禁止</p> <p>③ 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</p> <p>④ 秘密保持</p> <p>⑤ 事故発生時の対応 等</p>
報酬	<p>○国が定める額（月額の場合）</p> <p>訪問Ⅰ：1,168単位／月 （事業対象者及び要支援1・2を対象 週1回程度）</p> <p>訪問Ⅱ：2,335単位／月 （事業対象者及び要支援1・2を対象 週2回程度）</p> <p>訪問Ⅲ：3,704単位／月 （要支援2を対象 週2回を超える程度）</p> <p>※介護予防訪問介護の単価をもとに1回あたりの単価を追加 ※加算・減算は介護予防訪問介護のものを準用</p>	<p>現行相当の7割程度の報酬（加算・減算を含む）</p> <p>○市が定める額（月額の場合）</p> <p>訪問Ⅰ：818単位／月 （事業対象者及び要支援1・2を対象 週1回程度）</p> <p>訪問Ⅱ：1,635単位／月 （事業対象者及び要支援1・2を対象 週2回程度）</p> <p>訪問Ⅲ：2,593単位／月 （要支援2を対象 週2回を超える程度）</p>

② 生活支援型訪問サービスの内容

《提供内容》

- 掃除, 買い物支援, 調理, 洗濯等, 現行の訪問介護と同等の生活援助。

《訪問介護員等の要件》

- 訪問介護員等は, 介護予防型サービスに定める者のほか, 福岡市が行う一定の研修修了者とする。
※ 研修については, 10月以降に実施する予定(詳細は後日, 福岡市ホームページで公表)。

《訪問介護員等の員数》

- サービス提供に必要な訪問介護員等の員数は1人以上とする。(1人以上は常勤でなければならない。)
- 常勤の訪問介護員等のうち, 訪問事業責任者を1人以上配置する。

《介護報酬》

- 現行相当の7割程度の報酬(加算・減算を含む。)とする。
- 事業所と同一の建物に居住する者等に生活支援型訪問サービスを行う場合は, 訪問介護や介護予防型訪問サービスと同様, 減算を行う。
- 初回加算・介護職員処遇改善加算・特別地域加算・中山間地域等における小規模事業所加算・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は行う。

《利用者負担の割合》

- 介護給付と同様, 1割(一定以上所得者は2割)。

③ 訪問介護や訪問サービスを一体的に行う場合の 人員配置の考え方

- 1 訪問介護・介護予防型訪問サービス・生活支援型訪問サービスを一体的に行う場合は、それぞれの基準によるか、訪問介護・介護予防型訪問サービスの基準によるかのいずれかで人員を配置する。
- 2 訪問介護・介護予防型訪問サービスの基準による場合、訪問介護員等は常勤換算で2.5人以上配置することとなるが、この場合、生活支援型訪問サービスを担当する訪問介護員等で福岡市が行う一定の研修修了者を配置する際は、「常勤換算2.5人」とは別に配置する必要がある。
- 3 サービス提供責任者・訪問事業責任者は、次のどちらかで配置する。
 - ① 訪問介護・介護予防型訪問サービスと、生活支援型訪問サービスのそれぞれの基準に従ってサービス提供責任者と訪問事業責任者を配置。
 - ② 訪問介護、介護予防型訪問サービス、生活支援型訪問サービスの利用者の合計数に応じて、サービス提供責任者の員数を算定し配置。

(例) ・訪問介護利用者が50人
・生活支援型訪問サービス利用者が60人
次の①か②のどちらかで配置する。

①サービス毎に配置

サービス提供責任者 2人以上

訪問事業責任者 1人以上

②利用者合計(110人)に応じてサービス提供責任者を配置

サービス提供責任者 3人以上

2. 通所サービスの体系

① 通所サービスの指定基準

基準		類型	
		介護予防型通所サービス	生活支援型通所サービス
人員	管理者	常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能。	専従1人 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能。
	生活相談員	専従1人以上	不要
	看護職員	専従1人以上	
	機能訓練指導員	1人以上	
介護職員	利用者～15人：専従1人以上 利用者15人～：15人を超える部分において、利用者5人を超える毎に1人以上を増員。 (生活相談員・介護職員の1人以上は常勤)	サービス提供に必要と認められる数。サービス中は常時2人以上配置。	
設備	食堂・機能訓練室	3㎡×利用定員 以上	○食堂は不要 ○利用者の活動場所として「活動室」を設置。 ○活動室は、活動内容に応じて必要な広さを確保。 【例】 必要な広さは、立位での活動を中心としたものであれば、大人が両手を広げ運動ができるスペースとする。
	相談室	設置 (遮へい物の設置などにより相談内容が漏えいしないよう配慮)	不要
	その他	○静養室、事務室を設置（スペースでも可能） ○消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	○事務室を設置（スペースでも可能） ○サービス提供に必要な設備及び備品
運営	① 運営規程等の説明・同意 ② 提供拒否の禁止 ③ 衛生管理 ④ 秘密保持 ⑤ 事故発生時の対応 ⑥ 個別サービス計画の作成 等	① 運営規程等の説明・同意 ② 提供拒否の禁止 ③ 衛生管理 ④ 従事者または従事者であった者の秘密保持 ⑤ 事故発生時の対応	
報酬	○国が定める額（月額の場合） 通所Ⅰ：1,647単位/月 (事業対象者及び要支援1を対象) 通所Ⅱ：3,377単位/月 (要支援2を対象) ※介護予防通所介護の単価をもとに1回あたりの単価を追加 ※加算・減算は介護予防通所介護のものを準用	現行相当の7割程度の報酬（加算・減算を含む） ○市が定める額（月額の場合） 通所Ⅰ：1,286単位/月 (事業対象者及び要支援1を対象) 通所Ⅱ：2,637単位/月 (要支援2を対象)	

② 生活支援型通所サービスの内容

《提供内容》

- 介護予防に資する運動・レクリエーションなどを提供する。

《設備・人員》

- 指定申請の審査において開設者が計画する利用者数やサービス内容を踏まえ、適切にサービスが実施できるための体制が確保できているかを基準に判断する。

《介護報酬》

- 現行相当の7割程度の報酬(加算・減算を含む。)とする。送迎分は基本報酬に含める。
※ 本人の希望により送迎しない場合は、予防給付と同様に、報酬は減額しない。
- 事業所と同一の建物に居住する者等に生活支援型訪問サービスを行う場合は、通所介護や介護予防型通所サービスと同様、減算を行う。
- 専門職の配置による加算・減算は行わない。
- サービス提供体制強化加算(Ⅱ)・介護職員処遇改善加算・特別地域加算・中山間地域等における小規模事業所加算・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は行う。

《利用者負担の割合》

- 介護給付と同様、1割(一定以上所得者は2割)。

③ 通所サービスの人員・設備の考え方

※通所介護には地域密着型通所介護を含む

- 1 通所介護・介護予防型通所サービス・生活支援型通所サービスを一体的に行う場合(複数のサービス利用者に対して、同じ機能訓練室で同じ時間帯に合わせて、サービスが行う場合)は、人員・設備は通所介護・介護予防型通所サービスの基準による。
- 2 通所介護・介護予防型通所サービスと生活支援型通所サービスを一体的に行わない場合(別の部屋で実施したり時間帯等を明確に区分するなどの、以下Ⅰ～Ⅳの実施方法が考えられる。)は、それぞれの区分ごとに指定基準を満たす必要がある。

Ⅰ 別の部屋で実施

Ⅱ 部屋を区切って実施

例)パーティション等により機能訓練室を仕切って実施。

Ⅲ 時間帯を分けて実施

例)午前は生活支援型通所サービス, 午後は通所介護・介護予防型通所サービスを実施。

Ⅳ 曜日を分けて実施

例)土曜日は生活支援型通所サービス, 月～金曜日は通所介護・介護予防型通所サービスを実施。

3. 指定手続き等

① 事業者の指定

1. 指定申請手続き

※事業所区分ごとの手続きについては36ページの一覧表をご覧ください。

(1) 介護予防型サービス

- 平成27年3月31日までに介護予防訪問(通所)介護の指定を受けていた事業者は、平成30年3月31日まで総合事業の指定を受けたものとみなされています。その後引き続き、福岡市被保険者に対して介護予防型訪問(通所)サービスを行う場合は、福岡市に指定更新の申請が必要となります。
指定更新の案内は平成29年度にあらためて行います。
- 平成27年4月1日以降に介護予防訪問(通所)介護の指定を受けた事業者は、みなし指定の対象になりませんので、福岡市に介護予防型訪問(通所)サービスの指定申請が必要です。

(2) 生活支援型サービス

- 新たなサービス類型となるため、福岡市に指定申請が必要です。
なお、指定申請の提出期限は、事業を実施しようとする2ヶ月前の月末までとします。

☆ 福岡市の事業所指定は、福岡市の被保険者(住所地特例対象者を除く)、及び福岡市に住民票のある他都市の住所地特例対象者にのみ効力を有します。

☆ 上記以外の者にサービスを提供する場合、利用者に応じた保険者に別途指定申請を行う必要があります。

2. 変更届等

- 事業所の廃止、休止または再開をする場合は、その日の1ヶ月前までに、届出が必要です。
- 届出内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に届出が必要です。
- 変更後の加算等の算定の開始時期は、毎月15日以前に届出があった場合は翌月から、16日以降に届出があった場合は翌々月からです。

指定手続き一覧表

指定を受けるサービス	事業者区分	指定手続	指定申請期限
介護予防型サービス	① 平成27年3月31日において介護予防サービスの指定を受けていた事業者	指定を受けたとみなされており(平成30年3月31日までみなし指定), 手続不要。 ただし, 平成30年4月1日以降も引き続きサービスを行う場合は, 指定更新が必要。	事業開始日の2ヶ月前の月の末日までに, 申請書に必要書類を添えて提出。 (※1※2)。 例)5月1日事業開始 →3月31日までに申請。
	② 平成27年4月1日以降に新規開設した事業者 (みなし指定の対象ではない事業者)	市の指定を受ける必要あり	
生活支援型サービス	③ 生活支援型サービスを行う全ての事業所	市の指定を受ける必要あり	

※1 平成29年4月1日開始予定の介護予防型サービスの指定申請と生活支援型サービスの事前協議は, 平成28年9月1日から受付を行います。

※2 指定の申請にあたっては手数料が必要となります。ただし, ①②において平成30年3月31日までに申請がなされたものについては, 指定(更新)手数料が不要となる場合があります。

② 利用者との契約等について

現在の利用者との契約等については、「介護予防訪問(通所)介護」に関する契約であるため、総合事業の開始にあたり、サービス提供事業所は「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要となります。

また、各事業所における「定款」「登記簿謄本」「運営規程」「契約書」の変更も必要となります。

(1) 定款・登記簿謄本

◆ 目的欄

「介護予防訪問介護」
「介護予防通所介護」



「介護保険法に基づく第1号訪問事業」
「介護保険法に基づく第1号通所事業」

(2) 運営規程・契約書・重要事項説明書

◆ 「運営規程・契約書・重要事項説明書」については、既存の介護予防サービスに準じて作成してください。

◆ 料金表

実施するサービスの利用料や自己負担金などについて記載してください。

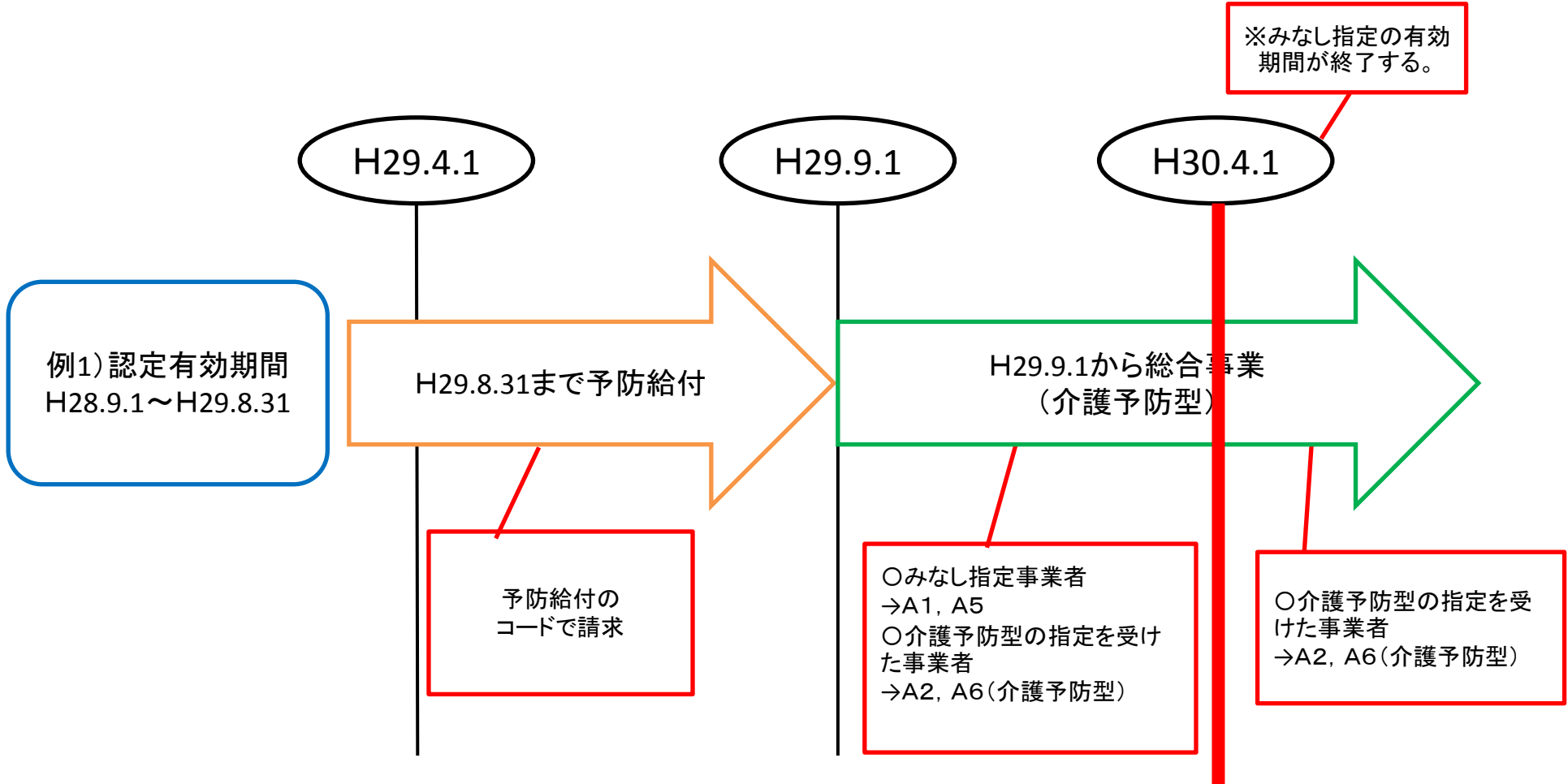
③ 総合事業の実施における留意点

(1) 総合事業のサービス

- ◆ 従来の介護予防訪問(通所)介護は、総合事業では現行相当の訪問(通所)サービス(「介護予防型訪問(通所)サービス」として、基準・単価を同一(単価は1回あたりの報酬設定など一部変更あり)として実施する。ただし、請求コードが異なることに注意。
- ◆ 従来のサービスに加え、緩和した基準によるサービス「生活支援型訪問(通所)サービス」を実施する。基準・内容・単価は、現行のものと異なり、請求コードも新設する。
- ◆ 報酬は、現行と同じく月額 of 包括報酬とする。ただし、同種のサービスを併用する場合は、1回あたりの単価を用いる。
- ◆ 地域単価については、提供するサービスにより異なる。

	訪問サービス	通所サービス	地域単価
予防給付	予防給付のコード	予防給付のコード	事業所所在地の地域単価
介護予防型 (みなし)	A1	A5	事業所所在地の地域単価
介護予防型	A2 (介護予防型)	A6 (介護予防型)	福岡市の地域単価
生活支援型	A2 (生活支援型)	A6 (生活支援型)	福岡市の地域単価

使用するサービスコード表の変遷
(予防給付利用者が介護予防型サービスに移行する場合)



(2) 事業者の指定

◆ 現行相当の「介護予防型訪問(通所)サービス」の実施

平成27年3月31日までに介護予防訪問(通所)介護の指定を受けていた事業者は、平成30年3月31日まで総合事業の指定を受けたものとみなされるため、指定申請は不要。平成30年4月1日以降も福岡市の被保険者に対してサービスを実施する場合は、指定更新が必要。

平成27年4月1日以降に介護予防訪問(通所)介護の指定を受けた事業者は、みなし指定の対象にならないので、福岡市に介護予防型訪問(通所)サービスの指定申請が必要。

◆ 「生活支援型訪問(通所)サービス」の実施

福岡市に指定申請が必要。

(3) 利用者との契約

◆ 総合事業によるサービスの提供には、利用者との契約、及び重要事項説明書の交付・説明・同意が必要。

◆ 総合事業への移行にあたり、報酬は月額包括報酬に加え、1回あたりの単価も設定。

○本日の説明会でご不明な点等ありましたら、別添の質問票をご提出ください。

【問い合わせ先】

・総合事業全般に関すること 福祉・介護予防課(092-733-5346)

・事業所の指定に関すること 高齢者サービス支援課(092-711-4257)